

## 広島県告示第四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によつて、県  
営城東住宅、県営港町住宅、県営泉住宅、県営南泉住宅、県営吉津住宅、県営北美台住宅、  
県営蔵王住宅、県営駅家住宅、県営高屋住宅、県営引野住宅、県営日吉台住宅、県営府中住宅及び県営高木住宅  
並びに県営城東住宅駐車場、県営港町住宅駐車場、県営泉住宅駐車場、県営南泉住宅駐車場、  
県営吉津住宅駐車場、県営北美台住宅駐車場、県営向ヶ丘住宅駐車場、県営高屋住宅駐車場、  
県営引野住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営城興ヶ丘住宅駐車場、県営南泉住宅駐車  
場、県営駅家住宅駐車場、県営神村住宅駐車場、県営南松永住宅駐車場、県営府中住宅駐車  
場及び県営高木住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

構成員		名稱	委託を受けた者	(委託した年月日)
株式会社誠和	株式会社堀田組			
構成員		尾道市新浜一丁目九番二二号		
尾道市新浜一丁目九番二二号	尾道市新浜一丁目九番二二号	平成二一年一二月二五日 (平成二三年四月一日) 平成二七年三月三一日		